

障害福祉サービスの負担を見直します

～今後とも障害のある方が必要なサービスを受けられる制度とするために～

応能負担から定率負担へ

- 障害福祉サービス制度を、低所得の方に対する措置的なものから、契約に基づき誰もが利用できるユニバーサルな制度に見直します。
 - 障害のある方も社会の構成員として利用者負担をすることで、制度を支える一員となっていただきます。
- ⇒ このため、利用者負担の見直しを行うとともに、サービスに必要な費用を国が責任を持って負担する仕組みを導入し、新たにサービスを利用される方がサービスを受けるために必要な財源が確保されるようにします。

施設等での食費は自己負担へ

- 自宅で暮らしていても施設で暮らしていても、費用負担が公平になるようにします。

所得の低い方へは負担の軽減を図ります

<定率負担については…>

- どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。
- 資産等が少ない方には、収入の額に応じてさらに、上限額を引き下げます。

<食費等の負担については…>

- 全額負担しなくてもよいう、負担軽減を図ります。

負担を軽減する仕組みは・・・

定率負担については・・・

① 原則は定率10%負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

- ・生活保護世帯の方なら、0円
- ・市町村民税非課税世帯で障害基礎年金2級(月6.6万円)のみ受給の方なら、15,000円
- ・市町村民税非課税世帯の方なら、24,600円
- ・市町村民税課税世帯の方なら、40,200円

※ 世帯の範囲については、3ページ参照

② 資産等の少ない方には、上記の上限額をさらに引き下げます。

自宅でサービスを利用する方の場合

- 社会福祉法人による負担軽減制度により、月額上限額を①の上限額の半分にします。

グループホーム、施設に入所する方の場合

- 収入が障害基礎年金2級(月約6.6万円)までの方については、定率負担は0円です。
- 6.6万円を超える収入の場合は、超える収入の半分(グループホーム入居者の年金・就労収入については、15%)が上限額です。

食費等負担については・・・

食費等の実費については、原則自己負担ですが、所得の低い方については、食費等を全額自己負担しなくてもよいよう、負担軽減を図ります。

- 通所サービス、ショートステイを利用する方の場合
 - ・ 食費を全額支払わなくてもよいよう、食費の3分の2を免除します(月22日利用の場合5,100円)。
- 施設に入所する方の場合
 - ・ 定率負担(減免後)、食費等実費負担をしても手元に少なくとも2.5万円残るよう、給付(補足給付)を行い、食費等実費負担額の上限額を設定します。

上限額を設定する場合の「世帯」の範囲にはこんな取り扱いがあります

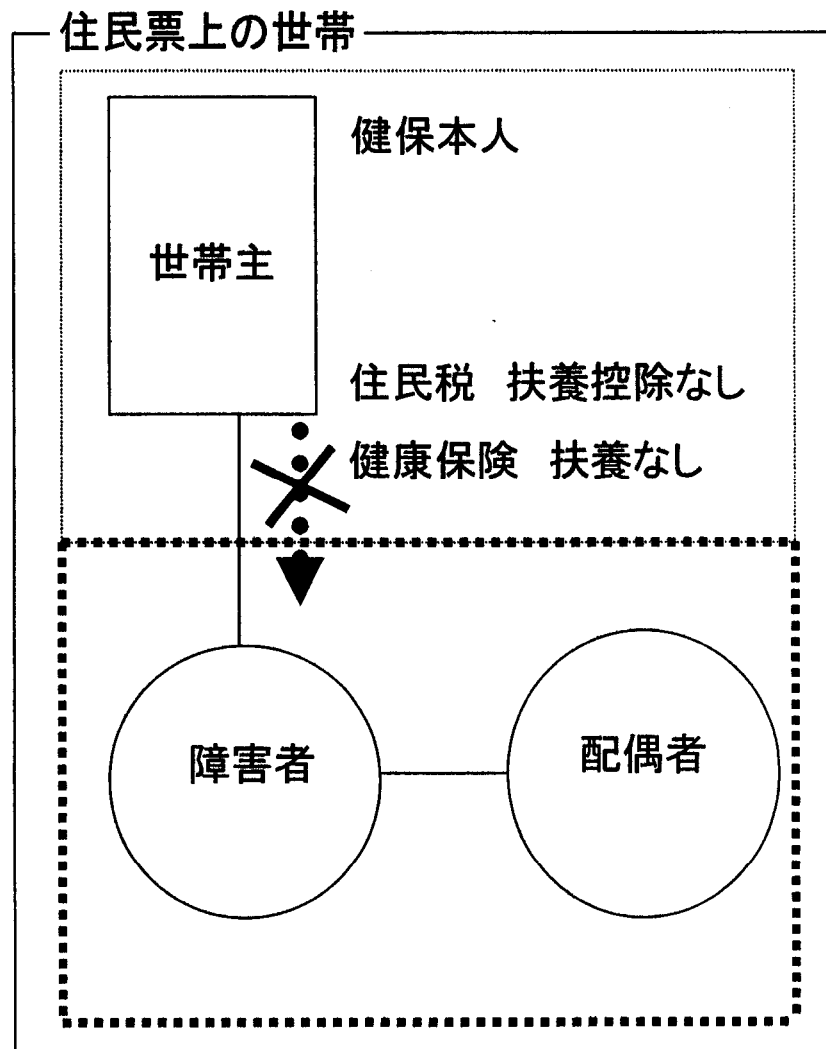
<原則>

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定します。

障害者の自立の観
点を考えると・・・

税制や健康保険制度において、同一世帯の
家族等の扶養となっていない場合

同一世帯に家族等がいても、障害者とその
配偶者のみの所得とできるようにします。



サービスごとにみると…

自宅でサービスを利用している方なら…

定率負担については…

① 原則は定率10%負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

- ・生活保護世帯の方なら、0円
- ・市町村民税非課税世帯で障害基礎年金2級(月6.6万円)のみ受給の方なら、15,000円
- ・市町村民税非課税世帯の方なら、24,600円
- ・市町村民税課税世帯の方なら、40,200円

※ 世帯の範囲については、3ページ参照

② 資産・収入の少ない方には、上限額をさらに引き下げます。

○ 社会福祉法人で、サービスを利用する場合、1つの事業者について、上限額を半額にできます。

- ・非課税世帯で、障害基礎年金2級(月6.6万円)のみ受給の方なら、7,500円
- ・非課税世帯の方なら、12,300円(通所サービスについては7,500円)

通所サービスの食費負担については…

○ 食費を全額負担しなくてもよいよう、3分の2を免除(一月あたり5,100円(月22日利用の場合))します。

ケース1 自宅から通所施設に通う場合 月22日更生施設に通う場合 事業費:14.9万円)

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費実費負担額
課税 (年収560万円**)	26,500円	29,200円	14,900円	14,300円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	0円	29,200円 ↓ 12,600円	14,900円(10%) ↓ 7,500円(5%)	14,300円 ↓ 5,100円
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	0円	29,200円 ↓ 12,600円	14,900円(10%) ↓ 7,500円(5%)	14,300円 ↓ 5,100円

社会福祉法人減免*

食費軽減措置

ケース2 ホームヘルプ(月125時間)利用する場合 日常生活支援(事業費:22万円)

	見直し前	見直し後
課税 (年収560万円**)	4,600円	22,000円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	0円	22,000円(10%) ↓ 12,300円(6%)
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	0円	22,000円(10%) ↓ 7,500円(3%)

社会福祉法人減免*

*個別減免・社会福祉法人減免は預貯金等が一定額以下の方を対象。

**平均的勤労者の年収(厚生年金男子被保険者の平均標準報酬月額の前15年度実績見込み(36.0万円)を年収に換算したもの)

サービスごとにみると…

グループホームを利用している方なら…

定率負担については…

① 原則は定率10%負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

- ・生活保護世帯の方なら、0円
- ・市町村民税非課税世帯で障害基礎年金2級(月6.6万円)のみ受給の方なら、15,000円
- ・市町村民税非課税世帯の方なら、24,600円
- ・市町村民税課税世帯の方なら、40,200円

② 資産・収入の少ない方には、上限額をさらに引き下げます。

- 収入が6.6万円までは、定率負担は0円です。
- 収入が6.6万円を超えても、超えた収入の半分を上限額とします。
→ 障害基礎年金2級(6.6万円)以外に収入が2万円ある場合なら、 $2万円 \times 1/2 = 1万円$ が上限額に。
- さらに、超えた収入が年金や工賃等の収入であれば、収入の15%を上限とします。
→ 障害基礎年金1級(8.3万円)を受給している場合なら、 $2,100円$ が上限額に。
 $83,000円 - 66,000円 - 3,000円 = 14,000円$ $14,000円 \times 0.15 = 2,100円$ (15%とするほか、3千円分を控除します。)

通所サービスの食費負担については…

- 食費を全額負担しなくてもよいよう、食費の3分の2を免除(一月あたり5,100円(月22日利用の場合))します。

ケース3 グループホームから通所施設に通う場合 (月22日更生施設に通所(事業費14.9万円)、グループホーム(事業費:6.6万円))

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費実費負担額
課税 (年収560万円**)	26,500円	35,800円	= 21,500円	+ 14,300円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	0円	35,800円 ↓ 7,200円	= 21,500円(10%) ↓ 2,100円(1%)	+ 14,300円 ↓ 5,100円
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	0円	29,300円 ↓ 5,100円	= 15,000(7%) ↓ 0円(0%)	+ 14,300円 ↓ 5,100円

個別減免*

食費軽減措置

*個別減免・社会福祉法人減免は預貯金等が一定額以下の方を対象。

**平均的勤労者の年収(厚生年金男子被保険者の平均標準報酬月額の前15年度実績見込み(36.0万円)を年収に換算したもの)

サービスごとにみると…

施設に入所している方なら…

20歳以上の方については…

- 原則通り負担すると、定率負担と食費等の全額が自己負担となりますが、
- 定率負担、食費等実費負担をしても、手元に少なくとも2.5万円残るよう、定率負担額を減免するとともに、給付(補足給付)を行い、食費等実費負担額の上限を設定します。

※ 60歳以上の方、年金1級を受給されるような障害が重い方については、2.8万円が手元に残るように配慮します。

※ 収入が月10万円程度を超える方については、2.5万円と合わせて10万円を超える額の半分が手元に残るようになります。

20歳未満の方については…

- 原則通り負担すると、定率負担と食費等の全額が自己負担となりますが、
- 定率負担と食費等の負担を合わせて、地域で子どもを養育する世帯において通常かかる程度の負担*以上に負担が増えないよう給付(補足給付**)を行い、負担が増え過ぎないようにします。

* 子どもを養育する世帯における通常かかる程度の負担額: 低所得世帯…5万円、一般世帯…7.9万円

** 18歳未満の方については、教育費について特に配慮し、補足給付に9千円を加算します。

ケース4 知的障害者入所更生施設に入所する場合(20歳以上) (事業費:23万円)

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費等実費負担額
課税 (年収560万円**)	53,000円	81,000円	23,000円	58,000円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	49,800円	81,000円 ↓ 55,000円	23,000円(10%) ↓ 8,500円(4%)	58,000円 ↓ 46,500円
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	39,800円	73,000円 ↓ 41,000円	15,000円(7%) ↓ 0円(0%)	58,000円 ↓ 41,000円

個別減免*

食費等軽減措置

ケース5 知的障害児施設に入所する場合(18歳未満) (事業費:18.6万円)

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費等実費負担額
課税 (年収560万円**)	29,000円	76,600円 ↓ 45,000円	18,600円	58,000円 ↓ 26,400円
市町村民税非課税 (年収200万円)	2,200円	76,600円 ↓ 13,300円	18,600円(10%) ↓ 12,300円(7%)	58,000円 ↓ 1,000円

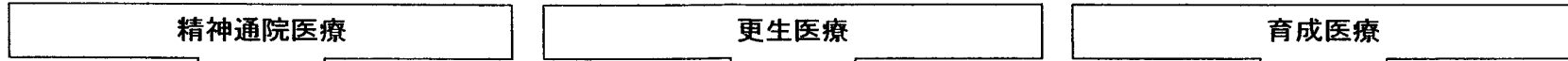
社会福祉法人減免*

食費等軽減措置

*個別減免・社会福祉法人減免は預貯金等が一定額以下の方を対象。

**平均的勤労者の年収(厚生年金男子被保険者の平均標準報酬月額の前平15年度実績見込み(36.0万円)を年収に換算したもの)

あなたの負担はこうなります(自立支援医療)



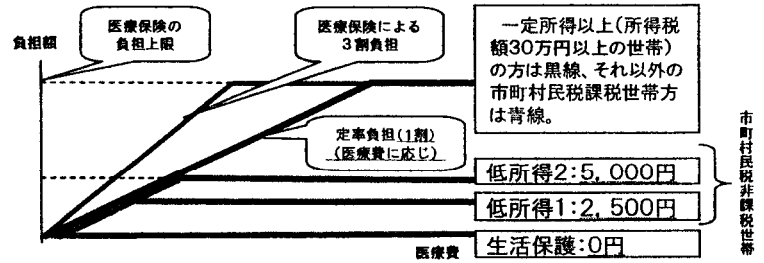
① 医療保険の負担上限額まで、医療費を1割負担していただきます。

※入院している方については、食費につき標準負担額(日額780円。低所得の方には減額あり)を負担していただきます。

② 原則は、医療保険の負担上限額まで1割負担ですが、所得の低い方にはより低い上限額を設定します。

- <上限額>
- ・低所得2・・・市町村民税非課税世帯
(3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
 - ・低所得1・・・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

※自立支援医療の「世帯」の範囲
医療保険単位(=異なる医療保険に加入している家族は、別「世帯」になります。)

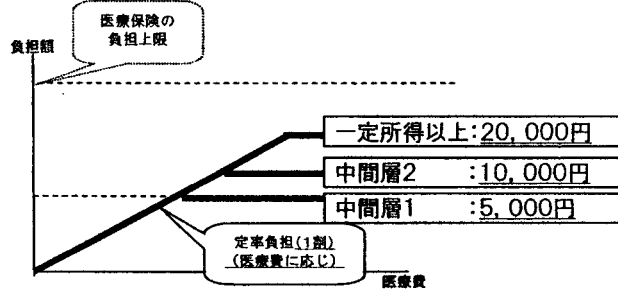


原則は定率1割負担ですが、医療保険の自己負担限度額と同額が上限になります。加えて所得の低い方や、継続的に相当額の医療費負担が生じる方には更に低い上限を設定します。

③ 所得の低い方以外についても、継続的に相当額の医療費負担が発生する方(「重度かつ継続」)には、月当たりの負担額に、別途、上限を設定します。

- <上限額>
- ・中間層2・・・市町村民税課税で所得税額が30万円未満の世帯の方
 - ・中間層1・・・市町村民税課税で所得税非課税の世帯の方
 - *一定所得以上・・・所得税額が30万円以上の世帯の方(3年間の経過措置)

- <当面の「重度かつ継続」の範囲>
- ・疾病等から対象になる者
精神通院医療：統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
更生・育成医療：腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
 - ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
精神・更生・育成：医療保険の多数該当の者



④ 育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、医療機関窓口における支払額について激変緩和の経過措置を設定します。